

会 議 録	
会 議 名	令和３年度 第３回丸亀市行政改革推進委員会
開催日時	令和３年 12 月 14 日（火）14:00～15:40
開催場所	丸亀市生涯学習センター階講座室 3
出席者	出席委員 植谷澄子、亀井仁志、吉澤康代、小野賢治、砂本健、高畑安代、小亀修 欠席委員 秋山千枝、玉井瑞又、早馬倫代、山中雅大、松岡美佐子、眞鍋宣訓 事務局 市長公室長 山地幸夫 （市長公室秘書政策課） 課長 窪田徹也、副課長 谷本智子、担当長 宇野大志郎、副主任 安藤悠子 説明のために出席した者 職員課長 徳田寛、財政課長 宮西浩二
議 題	（報告）丸亀市中期財政フレーム（令和３年９月改訂）について １．丸亀市第五次行政改革プラン（案）について ２．その他
傍聴者	１名
発言者	議事の概要及び発言の要旨
窪田課長	ご案内の時刻がまいりましたので、ただ今から令和３年度第３回行政改革推進委員会を開会いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。 議事に入ります前に、本日の資料の確認をいたします。 《資料の確認》 ここからは、丸亀市附属機関設置条例第７条に基づきまして、吉澤会長に議事進行をお願いします。会長、よろしくお願いします。
吉澤会長	それでは、わたしの方で進めさせていただきます。 議事に入る前に本日の会議は、委員総数 13 名中 7 名が出席されており、丸亀市附属機関設置条例により、会議は有効に成立していることをご報告します。 本日の会議は、最初に報告として、「丸亀市中期財政フレーム（令和３年９月改訂）について」、次に議事として、「（１）第五次丸亀市行政改革プラン（案）について」、「（２）その他」となっております。 最初に、報告「丸亀市中期財政フレーム（令和３年９月改訂）について」事務局より説明をお願いします。

宮西財政課 長 吉澤会長	《資料 1 に基づき説明》 ただいまの報告に関してご質問のある方はお願いします。
砂本委員	5 ページ「(4) 物件費、維持補修費、補助費等」の下から 3 行目です。「令和 7 年度では新市民会館の指定管理料などを織り込んでいます。」と書かれていますが、令和 7 年の何月から、どれくらいの金額を見込んでいるのでしょうか。
宮西財政課 長	工事の完了時期にもよりますが、年度当初から指定管理料がかかるとすると、2 億円程度は必要ではないかと考えております。
砂本委員	市民会館の建設場所が旧市役所跡地に変更になり、これから工事に入りますが、工事が令和 7 年度の初めに完了するのは困難だと思います。工事の遅れは必ず起こるものです。この点を甘く見込むと収入減につながると思うのですが、いかがでしょうか。
宮西財政課 長	わたしの方では、工事についてはもっと早く終わるだろうと聞いております。
小野委員	2 点あります。1 点目は臨時財政対策債（以下、「臨財債」という。）についてですが、令和 3 年度は、臨財債を借りられる限度まで借りているのでしょうか。そして、来年度以降は、臨財債を借りるのをできるだけ抑制していくという考えがありますか。交付税措置があるとはいえ臨財債は借金ですので、その辺りの考えを伺います。
宮西財政課 長	臨財債については、令和 3 年度では上限まで借りております。来年度以降につきましても、100%交付税措置があるということですので、基本的に借りる予定にしております。
小野委員	今後、基金が底をついて財源不足になる可能性があるため、できるだけ借りておこうという考えかと思いますが、臨財債は、法的に地方交付税額を算定しても国がそれを払う余力がないから、地方で借金してくださいというものです。後で 100%措置されるとしても、できるだけ抑制の方向でお願いしたいと思います。 続いて 2 点目ですが、13 ページでは、ボートレース事業からの繰入金金、従前どおり、毎年度 1 億円で計上されています。基金残高の推移を見ると、令和 11 年度には基金が不足するという見込みですから、ボートレース事業自体の基金積み立てを抑制してでも、一般会計に繰り入れる方向で、ボートレース事業局の方とよく相談をしていただきたいと思います。 基金残高については、このようにマイナスの見込みを出すことによって、各課の事業をできるだけ抑制しようという意図もあるのですが、我々、行政改革推進委員会委員としては、ここで示された案のままで了承という話にはできないような

	気がしますので、財源の手当をもう少し考えていただきたいと思います。
宮西財政課長	ボートレース事業局とは今後も協議をしてまいりたいと考えています。また、今後、基金が枯渇しないように財政運営を行ってまいります。 臨財債ですが、おっしゃるとおり、借りなくて済むのであればそうしたいのですが、現実には、なかなかそうはいきません。その反面、一般単独債のように、交付税措置のない市債の発行抑制は考えてまいりたいと思います。
吉澤会長	基金の前年度残高というのは、これくらいを確保しておく健全という基準があるのでしょうか。また、過去に基金残高が減少しない時期というのはあったのでしょうか。
宮西財政課長	基金残高の適正額というものはありません。ただ、多くの基金が特定の目的のために積み立てされています。例えば大手町地区公共施設再編整備基金であれば、市庁舎や市民ひろばなどを整備するために、ボートレース事業局から約 150 億円を繰り入れて積み立てしております。このように、基金残高の適正額というのは、目的に応じて必要な額がいくらかということによって変わってこようかと思います。 ただ、目的を持たない、例えば財政調整基金のような基金ですと、妥当な額として一般的に言われているのが、標準財政規模の 1 割程度、丸亀市の場合は 25 億円程度になります。本市において、1 年のうちで財政調整基金をどれくらい積み立て、どれくらい取り崩すかという個々の状況を見ながら、基金残高を維持していかなければならないと考えております。
高畑委員	基金残高についてですが、かつては右肩上がりの時があったのでしょうか。わたしが行政改革推進委員会委員を務めてからは、毎年減る一方ですので、増えた時期があればなぜ増えたのか、理由をお聞かせ願います。また、減る理由としては、人口減少や企業の撤退などによる税収の減少など、明確な理由があるのでしょうか。あるのなら、それに対する対策は何か考えているのかお聞かせください。
宮西財政課長	平成 26 年から 28 年にかけては、全国的にかみかもしれませんが、地方自治体の基金残高がかなり増えていましたが、現在では逆になっております。 基金が減少する理由ですが、やはり財政支出が増えています。人件費が上がっているため、清掃などの業務委託料や、指定管理施設の委託料などが上がっています。 このように様々なものの金額が上がっていることに加えて、施設の老朽化、これも全国的に言われていますが、小学校などのいろいろな施設で老朽化が進んでいますので、その対策を行わなければなりません。本市も施設をたくさん持っていますので、老朽化対策がこれから本格化していきます。 このように、基金については、貯めるだけでなく、必要なときには使うということも考えていかなければなりません。しかし、当然、枯渇するということは避けたいと思いますので、財政状況に応じて対処していきたいと思っています。

砂本委員	3 ページの固定資産税については、令和3 年度と6 年度の評価替えにより、下がる一方だと思います。 また、地籍調査も行われています。地籍調査を行うと、3 年後ぐらいに見直しの部分を発表するという流れで、郡家町あたりは既に発表されています。丸亀市全体の調査が終わるのは25 年後ぐらいになるようですが、その結果、固定資産税が上がることはありません。逆に、地籍調査を行うことによって面積が小さくなり、固定資産税が下がるというところもたくさんあるのではないかと思います。 実際、わたしも11 月から毎日立ち合いしているのですが、おおよそ面積が少しずつ減っているのではないかと思います。なぜかという、農道や水路の面積を正確に取ることによって、敷地面積が小さくなるということがあるからです。地籍調査が終わった4 年後からは固定資産税が下がるということが起こると思うのですが、下のグラフで見ると、その下げ幅を織り込まず、ほとんど変わっていない状況です。もう少し厳しく見た方がいいのではないかと思います、いかがでしょうか。
宮西財政課長	税務課から資料をいただき、固定資産税については、評価替えと、途中の時点修正等を盛り込んでおります。地籍調査の結果がどの程度盛り込まれているかというところまでは、申し訳ありませんが、聞いていませんのでまた調べておきます。
亀井委員	8 ページの「物件費、維持補修費、補助費等」の欄を見ると、それほど金額が増えているわけではありません。今後、修繕等が増えていく予定というのがちょっと見えないのですが、どういうことでしょうか。
宮西財政課長	先ほど申しましたように、指定管理料の増加などプラスに振れる要因もありますが、逆にマイナスに働く面もありますので、今後の予想としましては、金額はあまり大きくは増減しないと見込んでおります。 ただ、令和3 年度ですと、「物件費、維持補修費、補助費等」が59 億6,800 万円となっておりますが、前年度に示した中期財政フレーム（以下、「フレーム」という。）と比較すると、数億円程度増えております。
窪田課長	フレームの「物件費、維持補修費、補助費等」につきましては、ほぼ横ばいの状況が続き、最後の年だけ増えるようになっていきます。これは、先ほど財政課長が説明したように、令和5 年度、6 年度に市民会館を建設し、令和7 年度からその管理料が発生するのを見込んでいます。 運営に必要な費用は、毎年度必要な経費ですので、「経常経費一般財源総額」のところに計上します。また、ここでの修繕費というのは、毎年度必要と見込まれる軽微な修繕に関する経費のことです。 一方で、亀井委員からご質問をいただいた経費については、フレームでいうと、その下の臨時的経費の「投資的事業費総額」のところに入っています。本格的な工事になるような修繕、例えば、建物を直したり、道路を作ったりするような事業費は、臨時的経費にある「投資的事業総額」に計上しており、「投資的事業費総額」の

	下の括弧書きをしている「特定財源」が、施設建設などに充てられる補助金や、地方自治体ができる起債により財源を手立てする額を示しています。また、その下の「投資的一般財源総額」は、「投資的事業費総額」と「特定財源」の差し引きです。 「投資的事業費総額」の欄の数字を右に追っていただくと、令和5年度、6年度で増えるようになっています。この主な要因が、市民会館の建設です。加えて、学校施設などの修繕費も必要になるという説明をさせていただきました。
吉澤会長	1 点お聞きします。財政支出が増えている理由として、人件費等が上がっているという話でした。一方で、コスト削減のために業務委託、アウトソーシングをいろいろなところでしましょうという方向性もあります。しかし、これからは、シニアの方が退職して若い方が入ってくると、人件費も抑えられるわけです。そうすると、業務を全部外に出さない方が、経費を抑制できることもあるのではないかと思いますので、もう少し緻密に考える必要があると思います。
窪田課長	そのような考え方もある中で、今後、向こう4年間どうしていくかということを第五次行革プランとしてお示ししています。 概略的なところを申し上げますと、いろいろな状況の中で民間活力を活用しなければならないと考えます。ただ、この考えも時代とともに変わってきており、例えば、平成17年ごろに全国の地方自治体が、長引く不景気の中で財政の苦しさを乗り越えていくために使ってきた民間委託というのは、財政の効率化を図るという意味合いだけのものでした。 しかし、最近では少し変わってきており、これから先、生産年齢人口の減少、つまり労働力が少なくなる中で、市役所の仕事はますます増えることが予想されます。例えば、地震対策などは、阪神淡路大震災以降、急速に地方自治体に求められるようになりまし、また、感染症対策については4・5年前には思いもしなかったことですが、世界的に拡大し、地方自治体は対応しなければならない状況です。加えて、感染症が明らかにしたのが、デジタル化の必要性です。デジタル化への対応、対面での接触を避けながら行政サービスを提供する、こういったことも地方自治体の課題となっています。 このような状況の中では、一定の財政負担を覚悟したうえで、民間委託などにより市民サービスを維持していかなければならないという考え方もございますので、それが、会長がおっしゃる効率的・効果的で、戦略的な民間活力の活用ということと理解しています。 この後説明させていただきますが、そのような時代背景や社会的課題の状況なども踏まえて、次期プランでは、民間活力の活用という考え方を少し見直して取り組んでいきたいと思っております。
小亀委員	5ページの「(1) 人件費」に関するのですが、令和2年4月から導入された会計年度任用職員制度があります。丸亀市では、11月末現在でもいいのですが、会計年度任用職員はどれくらいいらっしゃるのですか。正規職員は980人以内に抑えら

	れたとしても、いわゆるパートの人というか、そういう人の経費が増えているのではないかと思います。
徳田職員課長	会計年度任用職員の人数ですが、令和3年4月1日時点で752人となっております。補足して説明しますと、我々常勤職員の勤務形態は、1日7時間45分で、基本的には週5日ですが、会計年度任用職員の勤務形態は、業務によって本当に様々です。週3日だけの人や、選挙の時だけ任用される人など、任用人数が、年間を通じて大きく変動します。そのため、人数として申し上げにくい面もありますが、一つの指標としまして、4月1日現在の数字を申し上げます。
小亀委員	お城に「PR館」という施設があり、年中無休で開館していますが、毎日散歩しながら、ここの職員はいつも何をしているのかと思います。365日開館する必要があるのでしょうか。細かい話ですが、このような点についてもっと見直しをすると、今、750人というお話が出ましたけれども、圧縮できる部分があるのではないかと思います。そのような見直しは、今後行っていくのでしょうか。
徳田職員課長	「PR館」につきましては、平日よりも土・日・祝日の方が忙しいということがあると思いますので、その点につきましては、担当課の方で弾力的な対応を行っております。 ちなみに「PR館」の職員は、会計年度任用職員でなくて派遣職員ですが、市役所の仕事をすべて正規職員でやっておりますと、これはやはり非効率的な場面というのがあります。そういう意味で、定型的な業務や単純な業務、一時的な業務などを会計年度任用職員や、今申し上げます派遣職員等で対応しています。このように、効率的な業務執行と市民サービスの提供体制を作るために、いろいろな任用形態を常に考えております。
山地市長公室長	補足させていただきます。会計年度任用職員の数が752人、正規職員とあまり変わらないような人数になっておりますが、ただ実態としましては、保育所などでの障がい児保育など、クラス担任にプラスして職員を配置しているという現状があります。また、学校においても同じです。クラス担任に加えて、手厚くお子さんを見ていくための加配職員として会計年度任用職員を配置しております。 そういった部分の数はかなり多いのが実態です。一般の事務については、例えば育児休業取得期間に配置する事務職員はおりますが、事務補助のための職員というのは少ない状況です。 このように市としましては、加配職員など、必要と判断したうえで配置しておりますので、ご理解いただけたらと思います。
小野委員	確認させていただきます。先ほど、宮西課長は、人件費が高騰しており、いわゆる労務単価が上がるということが、投資的経費を押し上げるということをおっしゃったのですね。人件費自体は、この推移で見るとそれほど上がらないという予測で、

	横ばいに推移するということでもいいですね。
宮西財政課長	おっしゃるとおりです。真ん中のところに書いている「人件費」というのは正規職員の人件費を記載しておりますので、あまり大きくは変化せず、どちらかという と減っていく可能性もあるということを示しております。
吉澤会長	質問は以上でよろしいでしょうか。では、次の議事に移りたいと思います。 「第五次丸亀市行政改革プラン（案）について」、事務局より説明をお願いします。
谷本副課長	《資料２に基づき説明》
吉澤会長	ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。
砂本委員	31 ページの「㊸－１ 公共施設の効果的・効率的な運営管理」についてですが、令和 7 年度に土居保育所と城北こども園の統合ということが示されています。この件については正式に進んでいるとは思いますが、一つご提案です。 統合後の名称は、「城北こども園」で決まると思いますが、その事前の打ち合わせが、城北幼稚園と平山保育所の統合の時には全然できていませんでした。城北幼稚園と平山保育所が統合して、今の、城北こども園になったのですが、名称一つ、それから風土的なもの一つとっても全部違います。それを統合しようというときにわたしも立会人として何度も会議に出ましたが、要するに両方の意見ばかりを聞いていたら、お互い、自分の意見しか言いませんので前に進みません。もう少し市の方で、「市はこうしたいから、これに沿ってやってください。意見があればお聞かせください」という形をとれば、よりスムーズにいくと思います。 保護者については、やはり場所が変わるということで感情的になることがあると思いますので、市の方で、もっと強い姿勢で進めていただきたいと思っています。 もう 1 点あるのですが、29 ページの「㊸未利用財差の有効活用」についてです。 市の財政が厳しい時に、市の保有する土地を動かそうという気がないように思います。わたしは、職業が不動産業なので、例えば、「何年も前の鑑定金額は、今は違うでしょう」という話をしても、「いや、この金額でないといけない」という返事です。もう一度鑑定し直して、下げられるところまで下げれば、売れる土地もあると思います。市は、もう少し市の財政を豊かにするために、こういう未利用地をどんどん処分していくべきだと思います。 市が所有している土地だけでどれぐらい未利用地があるかご存じですか。かなりあります。もう少し柔軟な対応をしていただき、少しでも市の財政に貢献できるようにお願いしたいと思います。
谷本副課長	1 点目の保育所とこども園の統合につきまして、前回、確かに園の名称決定などについて大変時間かかったということを聞いておりますので、担当課も十分承知してはいると思いますが、再度、本日の会のこともお伝えしたいと思います。

小野委員	2点目の未利用財産のことですが、今回の資料を作成するに当たりまして、担当者とも話をしましたが、やはり公共の財産という点で、金額をどんどん下げていくというのは難しいという話を聞きました。しかし、少しでも売れるところを増やすようお願いしたのと、そのほか、どうやったら売れるかということについて、民間の宅建協会の方などともう少し意見交換してはどうかということを伝えさせてもらいましたので、まずはそういったことから進めていくようにしたいと思っております。 何点か、またご指摘させていただけたらと思います。 14 ページの施策体系のところ、新規の取組名について説明がありましたが、例えば1列増やして印をつけるなど、新規取組が分かるように表現していただいたら、言葉の補足がなくても分かると思いますので、その点をお願いしたいと思います。 15 ページの「②基幹系システムの標準化・共通化」の取組についてです。 前回の会議でも指摘させていただいて、他の委員の方からちょっと違う意見もいただきましたが、やはり、国の方では、17 業務について、1 業務でもカスタマイズすることは許さないということになっているのかどうかを教えていただきたいのと、仮にそうであったとしても、カスタマイズの必要性について、市の担当者がやりやすいようにという理由だけで言っているわけではなくて、カスタマイズする方が、市民により良いサービスを提供できるという判断もあるはずで。 ですから、取組内容について、「基幹系システムについて、可能なものについては、国が作成する～」というふうに、「可能なものについては」のような表現を入れていただきたいと思います。 22 ページの「⑰ワーク・ライフ・バランスの推進」についてです。数値目標の「有給休暇取得5日未満の職員数」が、令和4年度に250人以下から始まって、毎年度250人以下です。しかし、有給休暇取得5日未満の職員数をゼロにすることは、民間企業では義務になっています。公務員は適用除外になっていますが、この点についてずっと250人以下というのは、民間企業でいえば違法行為をやり続けますよということと同じです。一気にゼロにするのは難しくても、少なくとも、人数を減らしていくような目標にしないといけないと思います。 そのほか、19 ページの「⑫定員管理の適正化」の取組の数値目標が「職員数の上限980人（第四次）」となっています。しかし、再来年4月から定年延長も始まりです。条例定数は、依然1,200人ですから、980人とこれを決め付けるのはどうなのでしょう。先ほど、窪田課長の方から話がありましたが、コロナなど、いろいろ予期せぬ業務が地方自治体に降って湧いてくるようなことがあるという中で、980人に決めてしまうというのはいかがなものかと思いますので、若干の変更をお願いできるのであればお願いしたいと思います。
谷本副課長	1点目の、「基幹系システムの標準化・共通化」についてお答えいたします。 「可能なものについては」という表現を追記できないかというご意見でしたが、基本的に、市としましては、国が進めるDX計画に沿って取り組んでいきたいと思

	っております。 その中でのカスタマイズについてのお話ですが、今までやってきた市民サービスを維持するということも大事ですが、基本的には、業務フローや帳票などについては、標準フローに合わせたものに変えていくという方向で考えております。 やはりその方が、他市町からの本市への転入や、他市町への転出への対応としても適当ではないかと考えますし、また、将来的な経費負担の面からもそれが適当と考えております。 ただ、今から数年かけて、令和8年1月に稼働させるために準備を進めていく中で、基本的に国の標準システムの方に合わせていくようになりますが、市独自のものを考えないということはないかと思えます。
徳田職員課長	22 ページの「有給休暇取得5日未満の職員数：250人以下」について、委員のご意見については、十分理解しております。ただ、現実的な数字となると、どのような表現がいいか、もう一度検討させていただきたいと思えます。 それから、19 ページの職員数の上限についてですが、第四次の定員適正化計画では980人となっておりますが、令和5年度からは、来年度策定する第五次計画において定員数を定めていくようになります。その際は、定年延長なども踏まえた計画になろうかと思えますので、980人を上限にするということをここに書いているわけではございません。
小野委員	もう一度お聞きします。基幹系システムのところで、先ほど言ったような言葉を追加していただけないでしょうか。説明をお聞きしていると、カスタマイズする可能性がないこともないというように聞こえますので、「可能な限り」などの表現を追記してもらえないでしょうか。 かつて、いわゆるDOSのシステムからWindowsに変えた時、わたしはちょうど善通寺市の職員だったので経験しましたが、現場でシステムを使う職員が、実際に四つぐらいのシステムを試して使いながら、それら職員の意見も聞きながらシステムを決めていくということの中讃広域の中でやったと思えます。そういうこともありましたので、書きぶりを変えてもらえないかというところです。
窪田課長	先ほど担当も少しお話をさせていただきましたが、市としての基本的スタンスを記載しています。 基幹系システム17業務の標準化・共通化につきましては、本市では令和8年1月を目標に現在作業を進めているところです。ただし、今作業を進めているのは、国の段階であって、地方ではまだです。 17業務のうち、住民記録システムをはじめ、税務システム、それから選挙人名簿管理システムなどの標準仕様書を国が作り、その後、民間ベンダが標準仕様に合わせてシステムを作ります。地方公共団体は、何社かが作ったシステムのうちどれを使うかというのを決めていくという流れになろうかと思えます。 従って、今の段階で、カスタマイズを全然行わないと言い切れるものではなく、

	しっかり標準仕様に準拠したシステムを見させていただいてからどう扱っていくかというのを考えていかなければなりません。ただ、その過程においては、そのシステムに、職員の仕事のやり方を合わせていくという観点が必要かと思います。 標準化されるシステムについて、カスタマイズを許さないということについては、国から直接言われたことはありませんが、わたくしどもが理解しているのは、「基本的に、国が作る標準仕様に準拠したシステムを使ってください。使い勝手が悪かったら、自分のところで財政負担してください。でも、後々のことは知りませんよ」という考え方だと受け止めております。 そういった中で、この行革プランを今作って、向こう4年間の取組をどう進めていくかという、その書きぶりについて大きなこだわりを持っているわけではなくて、市の素直な基本的な姿勢、「国が作成する標準仕様書に準拠したシステムに移行していきます」ということを書かせていただいております。「カスタマイズは絶対しない」などの強い意思を持って書いているわけではないので、その点については誤解をいただかないようお願いを申し上げまして、補足とさせていただきます。
亀井委員	2点あります。1点目ですが、14 ページの施策体系一覧を見ると、「④Web 会議・ペーパーレス会議の充実・拡大」や「⑥テレワークの導入・推進」を進めていくということです。よく、急にやるとネットワーク障害とか、システム側にかなり負荷がかかって、システムが止まって業務に影響が出ることが起こりやすいので、そういう障害が起きることのないように気をつけながら使うことについてアドバイスをさせていただきます。 もう一つはコメントです。「⑧行政手続のオンライン化」と「⑨キャッシュレス決済の導入」についてです。11 ページのアンケート結果を見ると、「イ. デジタル化への不安」というところで、「情報通信機器を利用できる人とできない人の間に格差が生じる」という点について、結構多くの方が心配しているという結果が出ているので、こういうオンライン化やキャッシュレス決済などについては、やはり、対応できない方も結構いると思いますので、例えば、市民講座のようなところで周知したり、お年寄りの方がいらっしゃったら優しく教えてあげたりするとか、そういったところのケアについても計画の中に入れていただけるといいのかなと思いました。
谷本副課長	デジタル化への不安として、アンケート結果で示されたご意見については、十分気をつけながら進めなければいけないと思っています。 行革プランには、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化など、デジタル化を進める部分だけを書いています。そういった不安を解消するような取組、例えばコミュニティをめぐって、スマホの使い方を教えるなどの、デジタルデバйд対策につきましては、総合計画の中で書き込んでおりますので、そちらの方で進めてまいります。
植谷委員	亀井委員と同じような意見になりますが、取組「②基幹系システムの標準化・共通化」のところで、対象となる 17 業務について書かれています。特に 10 番以降の

	後期高齢者医療や介護保険、障害者福祉、生活保護などの分野になってきますと、デジタル化を進め、電子申請ということになった場合に、やはりいろいろな支援が必要かなと感じました。 今、丸亀市にいろいろな申請にうかがっても、丁寧に対応していただいているというのが率直な感想です。デジタル化や電子申請を進めていく中においても、今までどおりの窓口業務の丁寧さや親切というところは継続していただけると本当にありがたいと思います。
谷本副課長	窓口に来てくださる高齢の方などに丁寧に対応するためにも、来なくてもできる人、自分でスマホなどから申請できる人にはいつでもどこからでも申請してもらい、その分、職員は、自分で申請できない人や不安に思っている方への対応に時間を費やしたいという思いで進めていきたいと考えております。
吉澤会長	15 ページの取組「①業務プロセスの総点検」や、16 ページの取組「③A I・R P Aの導入業務の拡大」について、具体的に目標の数値として、例えば、①でいうと、改善件数 10 件、それから③では 20 業務、30 業務というふうに書かれていますが、これだけを見ると、その業務の大きさやレベル感が分かりません。非常に小さなものも含めるのか、その辺りのことがもう少し分かるといいのかなと思いました。
谷本副課長	確かに業務や作業については、人によってもとらえ方が違うと思います。そのため、最初はその精度に関して職員間で共通認識を持つところから始めていきたいと考えています。ただ、①の取組において書いている「業務」というのは、例えば児童手当を例に挙げますと、「児童手当の現況届」とかいうレベルのものが一つの業務になろうかと思っております。 さらにその中の「作業」としましては、申請から始まって、受け付けをして、それを入力して、また結果を返すなど、そういったプロセスということになろうかと思えます。③の業務レベルといいますと、例えば「児童手当の現況届」とか、そういったレベルでの R P A 導入ということを考えております。
小野委員	17 ページの「⑦マイナンバーカードの普及促進」の計画の中で、「日曜開庁の実施」というものがありますが、現在、年度末、年度始めは日曜開庁をされていると思いますので、これを拡大していくのかどうかを教えてください。
谷本副課長	年度末、年度始めに日曜開庁をしているのは、マイナンバーカード対応も含め、転入や転出など、市民課で行っているすべての手続への対応のためです。⑦の取組は、マイナンバーカードの受け取りにはご本人に来てもらわなければいけないというところで、今も月に 1 度は日曜開庁を継続して行っております。ただ、最近はそのマイナンバーカードの受け取り数が大分増えておりますので、月に 2 回開庁することもあるように聞いております。それを今後も継続し、マイナンバーカードの手続のために月に 1 度は、日曜開庁をしていく方針と聞いております。

吉澤会長	ほかに質問もないようですので、以上で議事は終了したいと思います。 次に「(2) その他」ですが、事務局から何かありますか。
谷本副課長	今後のスケジュールを簡単にお伝えさせていただきます。 今週 17 日に、議会の全員協議会において、今回いただいたご意見により修正した案について、議員にご報告させていただきます。それから、年明けから 1 か月間パブリック・コメントを行い、その結果を踏まえまして、2 月に行革推進委員会を開催したいと考えております。2 月の会議では、パブリック・コメントでいただいた意見により大きな修正があるものについてはご報告したうえでご審議をお願いするほか、最初の会議で「諮問」させていただきましたので、「答申書」の内容についてご審議をお願いし、市長に提出していただき、3 月の庁議におきまして、第五次行革プランを決定していくというスケジュールを考えております。よろしくお願いいたします。
吉澤会長	それでは以上をもちまして、令和 3 年第 3 回行政改革推進委員会を終了したいと思います。大変お疲れ様でした。 (会議終了)